

政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく料金値引きについて

政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」につきまして、当社の申請が採択されましたのでお知らせいたします。

本事業は、政府による国民の負担緩和策で、国の支援により下表のとおり電気・都市ガス料金を値引きし、お客さまのご負担を直接的に軽減しようとするものです。なお、対象期間中は、毎月のご使用量に応じて自動的に値引きいたしますので、お客さまによるお手続きは必要ありません。

【都市ガス】

対象	都市ガスをご契約のすべてのお客さま (ただし、年間契約量が1,000万 m^3 以上のお客さまおよび発電事業者のお客さまを除く) ※プロパンガス、圧縮天然ガスをお使いの方は対象外となります。	
期間および 値引き単価 (税込)	2023年2～9月検針分(2023年1～8月使用分) : 30円/ m^3 2023年10月検針分(2023年9月使用分) : 15円/ m^3	
方法	値引き期間中は、通常適用される単位料金から、上記の値引き単価を控除し、ガス料金を算定します。なお、実際の各月の単位料金は、検針票などでお知らせいたします。	

※大口契約のお客さまにつきましては、ご契約内容等により取り扱いが異なる場合がございますので、詳細は担当より個別にご案内させていただきます。

【電気】

対象	「電気需給約款(低圧)」を適用するお客さま	「電気需給約款(高圧)」を適用するお客さま
期間および 値引き単価 (税込)	2023年2～9月検針分 : 7.0円/kWh (2023年1～8月使用分) 2023年10月検針分 : 3.5円/kWh (2023年9月使用分)	2023年2～9月検針分 : 3.5円/kWh (2023年1～8月使用分) 2023年10月検針分 : 1.8円/kWh (2023年9月使用分)
方法	値引き期間中は、通常算定される燃料費調整単価から、上記の値引き単価を控除したものを燃料費調整単価とし、電気料金を算定します。なお、実際の各月の燃料費調整単価は、当社ホームページでお知らせいたします。	

本事業に関するお問い合わせは、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。下記窓口へお電話くださいますようお願いいたします。

[電気・ガス価格激変緩和対策事業(経済産業省 資源エネルギー庁特設サイト)]

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

[電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 需要家向け窓口]

0120-013-305 全日9:00～17:00(年末年始を除く)

以上